

教育支援センター（メタバース）モデル設置事業業務委託 募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

教育支援センター（メタバース）モデル設置事業業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

不登校児童生徒の多様な学びにつながることができる環境を整備し、自己肯定感の向上や生活習慣の改善を促進し、将来的な社会的自立へとつなげるため、外出が困難で学校内外で専門的機関への相談や指導等の支援を受けていない不登校児童生徒を対象に、メタバースを活用したオンラインでの学習・相談等を行う教育支援センター（メタバース）のモデル設置について、事業者のノウハウや知識と経験、専門性を活用し、創意工夫を凝らした魅力ある企画内容等の提案を民間事業者から広く募集する。

（2）業務内容

具体的な内容については、別紙「仕様書」を参照のこと

（3）事業規模（契約上限額）

2年総額 金 54,725,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（各年度の上限額）

令和8年度 金 22,858,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

令和9年度 金 31,867,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（4）契約期間

契約締結日から令和10年3月31日（金）まで

（5）履行場所

本市指定場所

（6）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約条項

別紙「業務委託契約書」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格

次の各号に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 参加申請書の提出時点において、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたものでないこと。
- (5) 宗教活動や政治を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または、政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (6) 直近1か年において、消費税・地方消費税・市町村民税・固定資産税について未納がないこと。
- (7) 2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は、上記(1)から(6)の条件を満たす事業者同士とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。
 - ① 構成員は、共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は、全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、事業の遂行に責任を持つことのできる事業者とすること。
 - ② 参加申請以後、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。
 - ③ 代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - ④ 参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - ⑤ 単独で参加した事業者は、共同事業者の構成員となることはできない。
 - ⑥ 各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

5 スケジュール（予定）

- ・ 公募・質問受付開始 令和8年1月29日（木）
- ・ 事業説明会受付締切 令和8年2月4日（水）
- ・ 事業説明会 令和8年2月9日（月）
- ・ 質問受付締切 令和8年2月12日（木）
- ・ 質問に対する回答 令和8年2月20日（金）

・ 参加申請書の提出期限	令和 8 年 3 月 2 日 (月)
・ 参加資格審査結果通知	令和 8 年 3 月 6 日 (金)
・ 企画提案書の提出期限	令和 8 年 3 月 16 日 (月)
・ プレゼンテーション審査	令和 8 年 3 月 27 日 (金)
・ 選定結果通知・結果公表	令和 8 年 4 月 7 日 (火)
・ 契約締結・事業開始	令和 8 年 5 月上旬
・ 事業完了	令和 10 年 3 月 31 日 (金)

6 応募手続き等に関する事項

(1) 事業説明会

ア 開催日時

令和 8 年 2 月 9 日 (月) 午後 1 時 30 分から

イ 場所

大阪市役所 3 階 指導部 大会議室 (大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号)

ウ 参加人数

1 団体等につき 2 名まで

エ 参加申込

令和 8 年 2 月 4 日 (水) 午後 5 時までに、別紙「公募型プロポーザル事業説明会参加申込書」(様式 1) にて、法人等情報、参加者氏名、担当者連絡先を明記の上、持参又は E メール (送信先 : ua0013@city.osaka.lg.jp) で、教育委員会事務局指導部教育活動支援担当生活指導グループあて申し込むこと。郵送、FAX による受付は行わない。

※ E メールの場合、件名を【教育支援センター (メタバース) モデル設置事業業務委託プロポーザル事業説明会参加申込】とすること。

※ 説明会への参加は任意であり、応募参加資格要件には当たらない。

※ 説明会資料については、説明会終了後に教育委員会事務局ホームページにて公表する。

(2) 質問の受付・回答

ア 受付期間

公募開始日から令和 8 年 2 月 12 日 (木) 午後 5 時 30 分まで (必着)

イ 提出方法

別紙「質問票」(様式 2) に記載の上、E メール (送信先 : ua0013@city.osaka.lg.jp) で、教育委員会事務局指導部教育活動支援担当生活指導グループあて提出すること。なお、提出の際は、「件名」を「教育支援センター (メタバース) モデル設置事業業務委託」とすること。電話や口頭での質問は受け付けない。

ウ 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和 8 年 2 月 20 日 (金) に教育委員会事務局ホームページに掲載する。

(3) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 提出書類

【単独法人等】

① 公募型プロポーザル参加申請書 (単独法人等用) (様式 3-1)

- ② 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 5）
 - ③ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（任意様式）
 - ④ 使用印鑑届（様式 6）
 - ⑤ 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：原本】
 - ⑥ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】
 - ⑦ 直近 1 カ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】
ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（任意様式）
 - ⑧ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】
 - ⑨ 直近 1 カ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
- ※ ⑦及び⑧は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
- ※ ④～⑨は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式 3-1 に承認番号を記載すること）。

【共同事業体】

- ① 公募型プロポーザル参加申請書（共同事業体用）（様式 3-2）
 - ② 共同事業体届出書兼委任状（様式 4）
 - ③ 公募型プロポーザル参加申請にかかる誓約書（様式 5）
 - ④ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（任意様式）
 - ⑤ 使用印鑑届（様式 6）※代表構成員のみ
 - ⑥ 印鑑証明書【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：原本】※代表構成員のみ
 - ⑦ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（その他の団体等で法人登記がない場合は、定款その他の規約）【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】
 - ⑧ 直近 1 カ年分の本店所在地の市町村民税並びに固定資産税・都市計画税の納税証明書【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】
ただし、会社設立 1 年未満のため納税証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（任意様式）
 - ⑨ 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 でも可））【申請時点で発行から 3 カ月以内のもの：写し可】
 - ⑩ 直近 1 カ年分の貸借対照表及び損益計算書（写し）
 - ⑪ 共同事業体協定書（写し）
- ※ ③及び④、⑦～⑩は、構成員となるすべての事業者について提出すること。
- ※ ⑧及び⑨は、「未納の額が無いことがわかるもの」であること。
- ※ ⑤～⑩は、参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（様式 4 に承認番号を記載すること）。

イ 提出部数

1 部

ウ 提出期限

令和 8 年 3 月 2 日（月）午後 5 時 30 分まで（必着）

エ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

オ 参加資格審査結果通知

全ての参加申請者に対し、令和 8 年 3 月 6 日（金）に様式 3-1 又は様式 3-2 に記載された担当者メールアドレスあてに通知する。

（4）企画提案書に関する事項

ア 提出書類

① 公募型プロポーザル企画提案提出書（単独法人等用）（様式 7-1）又は公募型プロポーザル企画提案提出書（共同事業体用）（様式 7-2）

② 企画提案書（様式 8）

※ 記載スペースは任意に変更すること。

※ A4 版横書きとし、文字は 10 ポイント以上とすること。ただし、図表その他の関係で、前記によらない場合はそのかぎりではない。

イ 企画提案書における必須記載項目

様式 8 を参照のこと。

※ 必須項目に加えて、項目を追加することは差し支えない。

ウ 提出部数

正本：1 部

副本：4 部

副本電子データ（PDF）：1 部

※ 副本には記名・押印せず、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク等）にはマスキングの処理を行うこと。

※ 副本電子データは CD-R にコピーして提出すること。

エ 提出期限

令和 8 年 3 月 16 日（月）午後 5 時 30 分まで（必着）

オ 提出方法

提出期限までに下記 9 の提出先まで提出すること。持参のほか郵送での提出を可とするが、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。

7 選定に関する事項

（1）選定方法

ア 本企画提案の審査については、「教育支援センター（メタバース）モデル設置事業業務委託事業者選定委員会」が行う。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。なお、選定委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験を有する外部の者で構成する。

イ 選定委員は、選定基準に基づき、提出書類及びプレゼンテーション内容の審査を行う。

- ウ 審査の結果、総合得点が最も高い提案者を契約相手方に選定する。
- エ 総合得点が最も高い提案者が複数の場合は、選定基準の「企画内容」の高い者とし、これも同点の場合は、「事業実施体制」、「事業実績」、「事業経費」、「事業理念」の順に高い者とする。なお、いずれの評価項目も同点の場合は、くじ引きにより決定する。
- オ 総合得点が最も高い提案者の評価において、1委員でも評価点が60点未満もしくは1項目でも0点があった場合は、選定しない場合がある。

(2) 選定基準

評価項目	審査内容	配点	
事業理念	本事業の目的を十分に理解し、その実現に資する方針や内容が示されているか。	5	
企画内容 (40点)	学習支援の内容と計画性	児童生徒が意欲・興味・関心を持つ内容で、学習支援員と児童生徒の交流促進、及び適切な人材配置がなされ、年間を通じて計画的に実施されているか。	10
	相談支援の体制と専門性	臨床心理士・公認心理士の資格を有する者が配置され、児童生徒・保護者に寄り添った支援が提供される体制が整備されており、カウンセリング経験や不登校児童生徒への相談経験を有する豊富な知識を持つ者が支援にあたっているか。	10
	特別活動の内容と計画性	社会的自立に向けた支援として、グループ活動や体験プログラムが安全に実施され、コミュニケーション力や協働力を育む内容が提供されているか。	10
	オンライン空間での安全管理	オンライン空間での安全管理（プライバシー保護やリスク管理）が十分に考慮されており、児童生徒の安心感が確保されているか。	10
事業実施体制 (30点)	人員体制と運営の仕組み	事業を実施するために必要な人員や体制が整備されており、メタバース空間の運営や学習支援、相談支援が円滑に行える仕組みが整っているか。	10
	接続性能と個人情報管理	想定している学習用端末（1人1台端末）等での接続が安定して稼働でき、個別アカウント発行やアクセス制限等により、児童生徒の個人情報が第三者に閲覧されないようにする等、個人情報の取扱いが適切に管理されているか。	10
	接続・操作支援と操作の快適性・没入感	児童生徒の学齢等を考慮し、メタバースに参加する児童生徒への接続や操作支援が、きめ細やかで丁寧に寄り添った形で提供されており、アバターの操作が簡単で、かつプラットフォームのデザインが使いやすく、魅力的で、学習・交流活動に集中できる環境が整っているか。	10

事業実績	メタバースを活用した不登校支援の実績があり、これまでの成功事例が明確に示されており、事業の実施に足る専門性やノウハウを有しているか。	15
事業経費	経費見積額は、提案内容に対して適正であるか。	10
合計（委員 1 名あたり）		100

(3) プレゼンテーション審査

ア 開催日時

令和 8 年 3 月 27 日（金）午後 1 時 30 分から

イ 場所

登校支援室「なごみ」

（大阪市浪速区日本橋東 3 丁目 1 番 23 号 大阪市立心和中学校内 1 階）

ウ 内容・方法等

- ・ 参加者が行うプレゼンテーションは、上記 6 (4) アの提出書類を使用し、企画提案（実施方針等）について口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。また、本市所有のモニター及び HDMI は使用可能とする。
- ・ 1 者あたり 30 分程度（うち説明 10 分以内、操作画面の提示、質疑応答含む。）とし、参加者は 1 者あたり 3 名以内とする。共同事業体の場合も同様とする。

※ 開催日時、場所、説明時間等について、変更する場合がある。

※ プレゼンテーション審査を欠席した場合は、選定から除外する。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 参加資格を有しない者が提案を行うこと。

イ 同一参加者が複数の提案を行うこと。

ウ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

オ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

カ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

ク 提出された提案書が次の要件の一つに該当する場合。

- ① 応募資格のない者が提案した場合。
- ② この要項に定める提出方法・期限に適合しない場合。
- ③ 提案書の内容が他者の著作権を侵害する場合。
- ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- ⑤ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

ケ 見積書に記載の金額が 2 (3) に示す契約上限額を超えているもの。

(5) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、教育委員会事務局ホームページに掲載する。

8 その他

- (1) 応募事業者は、募集要項に記載された内容を承諾のうえ、応募すること。
- (2) 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) すべての提出書類は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (6) 申請書の内容に不明な点がある場合は、別途、申請者にヒアリングを行うことがある。また、必要があると認めた場合は、申請者に追加書類の提出及び説明を求めることがある。
- (7) 期限後の提出、差し替え等は認めない。ただし、発注者より指示があった場合はこの限りではない。
- (8) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- (9) 参加申請後に申請を辞退する場合は、その旨を辞退届（様式9）で提出すること。ただし、辞退者について、その後不利益な取り扱いは行わない。
- (10) 本プロポーザルは受注予定者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、発注者と協議を行い策定する仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容どおり実施するものではない。
- (11) 受注予定者と契約を締結できない事由が生じた場合は、企画提案審査において次順位以下となった応募者のうち、合計点が上位であった者から順に契約交渉を行うことができるものとする。ただし、1委員でも評価点が60点未満もしくは1項目でも0点である者を除く。
- (12) 本案件に関する予算は、現在、大阪市一般会計予算要求をしている段階であり、大阪市会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受注者予定者において損害が生じた場合であっても、本市はその損害について一切負担しない。

9 提出先、問合せ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所3階）
大阪市教育委員会事務局指導部教育活動支援担当生活指導グループ
TEL 06-6208-9174 Fax 06-6202-7055
e-Mail ua0013@city.osaka.lg.jp